

平成 29 年度有料道路「浜名湖新橋」料金徴収業務委託特記仕様書

(適用)

第 1 条 この仕様書は、静岡県道路公社（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）へ発注する平成 29 年度有料道路「浜名湖新橋」料金徴収業務委託に適用する。

(委託道路)

第 2 条 この契約で料金徴収業務を委託する道路は、有料道路「浜名湖新橋」（愛称：はまゆう大橋）（浜松市西区白洲町から浜松市西区古人見町）とし、路線図は別紙 1 のとおりとする。

(委託期間及び委託料の支払い)

第 3 条 この契約の期間は、契約締結日から平成 33 年 3 月 31 日までとし、このうち料金徴収期間は、平成 30 年度は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで、平成 31 年度は平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで、平成 32 年度は平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

2 乙は、契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日までに従業員の確保及び委託業務に係る事前研修等を行うものとし、委託業務に係る事前研修については、契約期間内における各料金徴収期間が開始する直前の 2 月 1 日から 3 月 25 日までの間に行うものとする。

3 乙は、契約締結後 1 か月以内に、前項の事前研修に関する研修期間、研修内容等を記載した研修体制計画書を甲に提出しなければならない。

なお、第 1 項に定める平成 31 年度及び平成 32 年度に係る研修体制計画書は、各料金徴収期間が開始する直前の 1 月 31 日までに提出しなければならないものとする。

4 乙は、第 2 項の事前研修に際して、甲が別途配布する「料金徴収業務マニュアル」を本契約に関する全ての従業員に予め配布し、その内容を把握させなければならない。事前研修以降に雇用した従業員に対しても同様に研修を行うものとする。

5 乙は、研修の実施後、第 1 項に定める各料金徴収期間の開始日の 5 日前までに、研修期間、研修参加者氏名、研修内容を記載した研修報告書を甲に提出しなければならない。

6 甲は乙に委託料を平成 29 年度は支払わない。全額平成 30 年度以降に支払う。

(所轄管理センター又は駐在)

第 4 条 静岡県道路公社料金徴収業務委託契約約款（以下「約款」という。）でいう管理センター又は駐在は、静岡県道路公社西部駐在とする。

(料金所)

第 5 条 約款第 2 条第 1 項第 1 号の甲が定める料金所は古人見料金所とし、その位置は別紙 2 のとおりとする。

(指定金融機関及び納入方法)

第 6 条 約款第 7 条第 3 項の甲が指定する金融機関口座への納入方法は表-1 のとおりとする。

表－1 金融機関口座納入方法

	有料道路「浜名湖新橋」
金融機関名等	金融機関名 遠州信用金庫舘山寺支店 口座番号 口座名義 静岡県道路公社 出納員
納入方法	甲指定機関が集金
金融機関集金回数	週1回（金曜日）
金融機関の集金場所	浜名湖新橋有料道路古人見料金所事務所
備考	1 甲指定納入日が金融機関休業日の場合は、別途甲が集金日を通知

（領収書用ロール紙）

第7条 約款第8条第1項における通行券等には、有料道路「浜名湖新橋」の領収書用ロール紙を含むものとする。

（責任者の配置）

第8条 約款第11条第1項の責任者は有料道路「浜名湖新橋」へ配置し、有料道路「浜名湖新橋」の業務について、その責務を負う。

（事務補助者の配置）

第9条 約款第12条第1項の事務補助者は配置しない。

（料金徴収時間）

第10条 約款第14条第1項第2号の料金徴収時間は表－2のとおりとする。

表－2 道路別料金徴収時間

道路別	曜日別	料金所別	徴収を行う車両	時間
有料道路 「浜名湖新橋」	全日	古人見料金所	上下線	7：00～19：00

（徴収する料金等）

第11条 約款第14条第1項第2号の料金及び回数券の料金は別表1、車種区分は別表2のとおりとする。

（領収日付印）

第12条 乙は、約款第14条第1項第6号の甲が支給する領収日付印の印影が明瞭でなくなった場合は、速やかに甲に連絡すること。

（異常気象時等の措置）

第13条 約款第17条の乙が行う異常気象時等の措置は表－3のとおりとする。

表－3 異常気象時等の措置

項 目		措 置
異常気象時	強風に伴う通行止の措置	甲の指示により料金所の進入レーンにバリケード及び通行止規制標識（301）（約款別紙9）を設置する
	災害が発生した時	
地震発生時	浜松市において、震度5弱以上の地震を観測し気象庁が発表した時及び津波警報・大津波警報を気象庁が発表したとき	甲の指示により料金所の進入レーンにバリケード及び通行止規制標識（301）を設置する
東海地震注意情報発表時 東海地震警戒宣言発令時		甲の指示により甲が配置した看板を設置する

2 乙は、前各項のほか異常気象時に次のことを行う。

- (1) 利用者から災害、積雪、路面凍結等の発生情報を得た場合、後続2～3台からも情報を確認し、速やかに甲に報告する。
- (2) 甲から求められた場合、料金所の積雪量、気温、有料道路「浜名湖新橋」風向風速計数値等を報告する。
- (3) 積雪時等に甲から求められた場合、料金所にバリケード及び通行止規制標識（301）を設置する。
- (4) チェーン必要時の場合、非装着車両に対し、装着について注意・喚起する。
- (5) 利用者からの通行規制情報問い合わせに対応する。

(清掃等)

第14条 約款第18条の乙が行う清掃等の範囲は、別紙2に示したとおりとする。

(貸付施設等)

第15条 約款第26条第1項の甲から乙への貸与施設等は別表3のとおりとし、同表の管理分担により維持管理を行う。ただし、事務所及び料金所については、乙は別表4掲載の項目によりその修理を行わなければならない。

2 乙は、火の元責任者を決め、業務終了後事務所等から退出する際は、あらかじめ甲の同意を得た戸締り当番日誌を作成し、電気、火の元及び戸締り等を確認し、防犯、火災防止等に努めなければならない。ただし、火の元責任者が休日の場合は、乙は代替者を配置する。なお、貸与施設内においては、禁煙とする。また、乙はあらかじめ非常時連絡系統図を作成し、非常時には速やかに連絡をする。

(費用負担)

第16条 約款第27条の甲が負担する費用は別表3に明記されたもののほか次のとおりとする。

- (1) 火災保険料
- (2) 電気使用料
- (3) 水道使用料
- (4) 領収書発行機に関する保守及び消耗品費用
- (5) 風向風速計の保守及び消耗品費用
- (6) 防犯・非常通報警備システム機器による警備委託費用（電話回線による通信料を除く）
- (7) 公衆トイレの保守費用（消耗品を除く）
- (8) ゴミ処分費用（乙の持込物により生じたゴミを除く）

（時間別通行台数内訳表）

第 17 条 乙は、方向別及び時間別の通行台数を集計処理機により毎日、前日分を管理センターに提出するものとする。

（領収書発行機等の異常に関する措置及び報告）

第 18 条 乙は、領収書発行機、道路照明及び信号機に異常を認めるときは、直ちに管理センターに報告しその指示を受けなければならない。ただし、軽微なもので簡単に修理できるときはこの限りではない。

2 乙は、領収書発行機等が故障により徴収が出来ない場合は、通行券で通行料金を徴収する。

（風速計）

第 19 条 乙は、有料道路「浜名湖新橋」に設置されている風向風速計の用紙及び部品交換等を行い、故障した場合は直ちに甲へ報告する。

（公衆トイレ）

第 20 条 乙は、古人見料金所に設置されている公衆トイレの清掃、トイレットペーパーの補充等を毎日行い、故障した場合は直ちに甲へ報告する。

2 乙は、前項に掲げる清掃業務を行ったときは、トイレ清掃確認表（様式第 1 号）に記録のうえ各トイレに掲示するものとする。

また、記載欄をすべて使用した清掃確認表は、月別に取りまとめ料金所事務所で保管するものとする。

（道路巡回）

第 21 条 乙は、甲が別に定める「道路巡回要領」に基づき、約款第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる日に道路巡回を行うものとする。

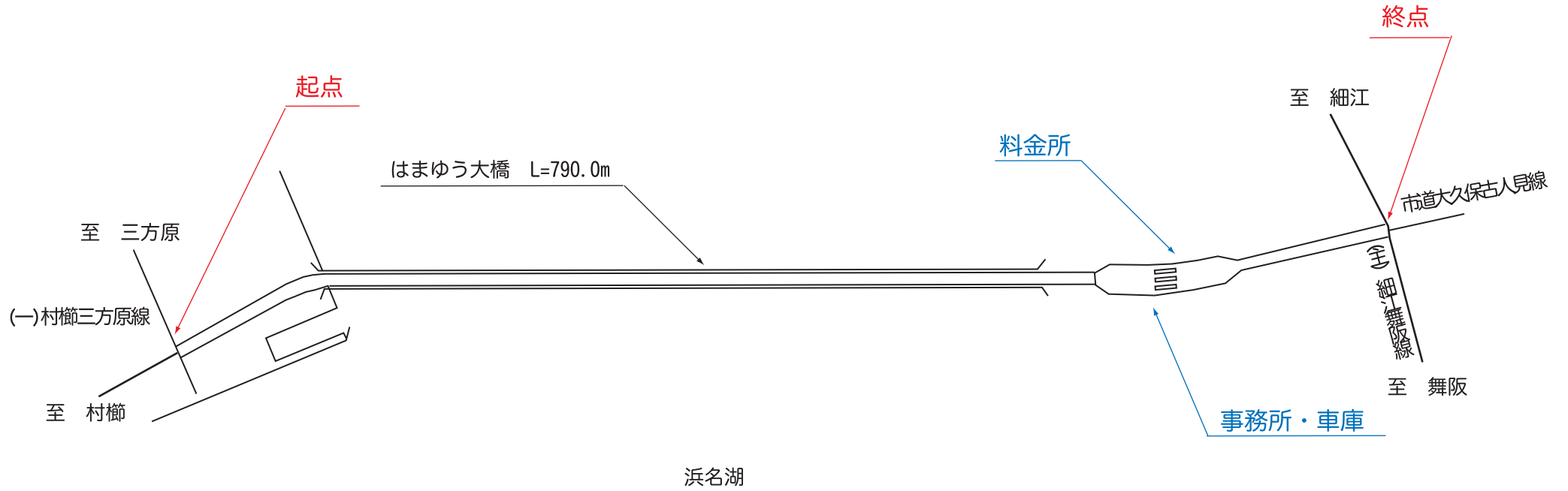
2 約款第 11 条第 2 項第 12 号の次に第 13 号として、「有料道路「浜名湖新橋」の道路巡回に関すること」を加え、前項に定める道路巡回は責任者が行うものとする。

トイレ清掃確認表

実施日	実施時間	実施者	実施日	実施時間	実施者

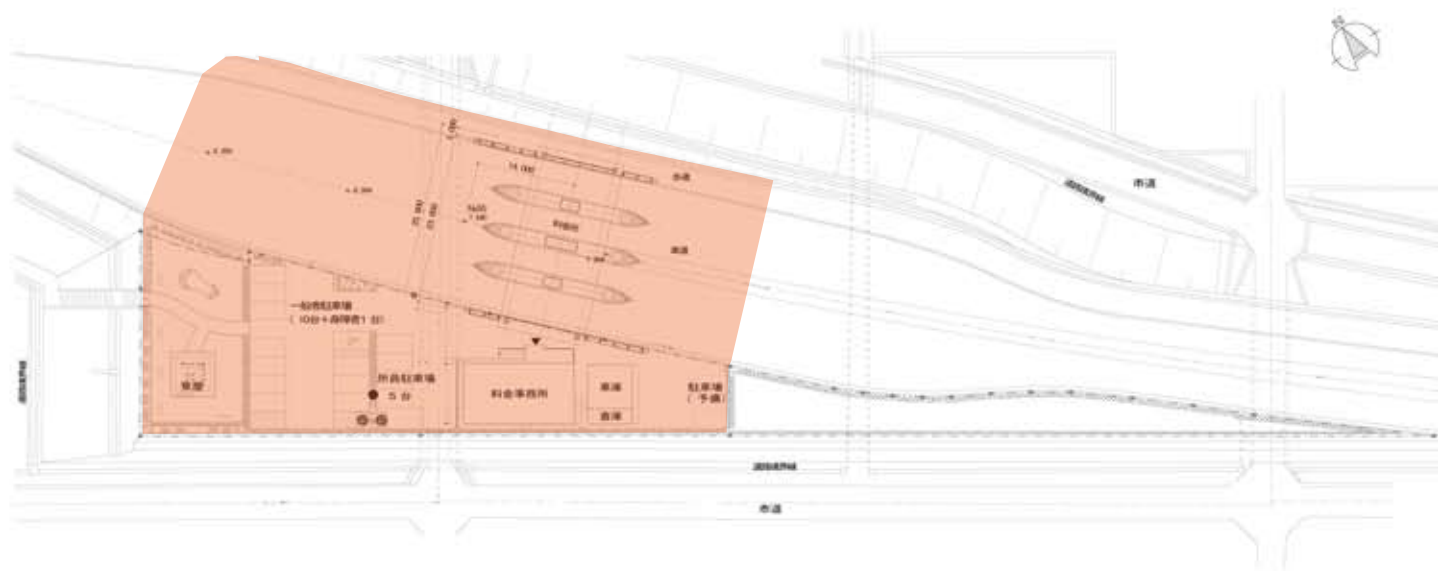
※上記の記載事項を満たしていれば、本様式に拘らず、受託者が任意の様式・用紙規格で記録することは差支えない。

有料道路「浜名湖新橋」路線図

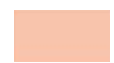


浜名湖新橋有料道路古人見料金所周辺図

至
村櫛半島



至
浜松市街

 乙が清掃等を行う部分

別表 1

徴収料金及び回数券販売料金

浜名湖新橋

(単位：円)

内訳 車種	徴収料金	障 害 者 割引料金	回数券販売料金			
			11 回券	35 回券	60 回券	100 回券
軽 車 両 等	20	—	200	600	1,000	1,600
軽自動車等	160	80	1,600	4,800	8,000	12,800
普 通 車	200	100	2,000	6,000	10,000	16,000
中 型 車	260	130	2,600	7,800	13,000	20,800
大 型 車	360	—	3,600	10,800	18,000	28,800
路 線 バ ス		—	—	—	—	25,200
特 大 車	570	—	5,700	17,100	28,500	45,600

軽車両等の内、自転車については徴収しない。

別表 2

有料道路「浜名湖新橋」車種区分表

車種区分	自動車等の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第 3 条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第 3 条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第 3 条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が 10 人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が 10 人以下のもの
	ヘ けん引自動車 が軽自動車等である 連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又はロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引車の車軸数が 1 のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量 8 トン未満かつ最大積 載量 5 トン未満で 3 車軸以下）	法第 3 条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で車軸数が 3 以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2 車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員 11 人以上 29 人以下で車両 総重量 8 トン未満）	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が 29 人以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの
	リ けん引自動車 が軽自動車等又は普 通車である連結車 両	イ又はロに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両

大 型 車	ヌ 普通貨物自動車 (車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上のもので 3 車軸以下のもの及び車両総重量が車長及び軸距に応じて 25 トン以下のもので 4 車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上のもので車軸数の合計が 3 以下のもの (トに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令 (昭和 36 年建設省令第 28 号) 第 1 条の表に掲げる限度以下でかつ長さ等が車両制限令 (昭和 36 年政令第 265 号) 第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで (第 2 号イを除く。) に定める限度以下で車軸数の合計が 4 のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ (3 車軸)
	ル 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が 30 人以上又は車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法 (昭和 26 年法律第 13 号) 第 4 条に規定する免許を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 42 条の 2 第 11 項第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 29 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車 (2 車軸) である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車 (2 車軸以上) との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車 (1 車軸) との連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車 (2 車軸) と被けん引自動車 (1 車軸) との連結車両
特 大 車	ワ 普通貨物自動車 (4 車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの (ヌに該当するものを除く。)
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両 (へ、リ及びヲに該当するものを除く。)
	ヨ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が 30 人以上又は車両総重量 8 トン以上のもの (ルに該当するものを除く。)
軽 車 両 等	レ 自転車	道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 11 号の 2 の自転車
	ソ 軽車両	法第 2 条第 4 項の軽車両
	ツ 原動機付自転車	法第 2 条第 3 項の原動機付自転車

別表 3

有料道路料金徴収業務委託に係る施設等貸与調書

項目	品目	管理分担		備 考
		甲	乙	
施設等	事務所	○		
	料金所	○		
	倉庫	○		新橋は駐車スペースのみ貸与

項目	品目	管理分担		備 考
		甲	乙	
設備等	電話機		○	機器リース代は甲負担、使用料は乙が負担
	ファックス (コピー付)		○	機器リース代は甲負担、消耗品 (純正品を使用)・使用用紙は乙負担
	エアコン	○		フィルター清掃等のメンテナンスは乙が実施
	防犯・非常通報システム機器	○		乙は常に動作確認を行うこと
	消火器		○	更新は甲が行う。 ※乙は消火器の取扱を習熟すること。
事務機 備 品	机		○	
	パソコン台		○	
	脇机		○	
	椅子		○	
	丸椅子		○	
	金庫		○	
	鉄庫		○	
	キャッシュボックス		○	
	硬貨計算機		○	
	パーソナルコンピュータ		○	
ブロードバンドルータ		○		
車 両	道路パトロール車		○	車検一式、1年点検費用及び自動車税は甲が負担
その他	更衣ロッカー		○	
	アルコール検知器		○	

項目	品目	管理分担		備考
		甲	乙	
事故対応 用具	写真機		○	
	コンベックス		○	
	保安ロープ		○	使用分の返却不要
	セーフティコーン		○	
	停止表示機材		○	
	方向指示板		○	
	事故処理中表示板		○	
	油吸着剤 (10kg)		○	使用分の返却不要
	消火器		○	使用分の返却不要
	ヘルメット		○	
	安全ベスト		○	
	懐中電灯		○	
	箒		○	
	スコップ		○	
	保安ライト		○	
	手旗 (赤白 1組)		○	
	チリトリ		○	
火ばさみ		○		

別表 4

事務所及び料金所のうち受託者が修理する項目

項目	内 容
建物施設	<p>(事務所)</p> <p>1 故意過失又は紛失による場合、次の補修修理又は購入</p> <p>① 畳表替、障子及び襖の張り替え</p> <p>② 建物内部、襖及びガラス戸等の不良、破損修繕</p> <p>③ 屋内に面する壁、天井、床の塗装</p> <p>④ 網戸の修繕</p> <p>⑤ サッシクレセント引手の修繕及び取替え</p> <p>⑥ 玄関ドア 鍵の修繕及び取替、ドアのチェック・調整、蝶番のビス緩み等による開閉不良、その他付属品の取替（屋外物置ドアも同様）</p> <p>⑦ 屋内の木製建具の鍵、蝶番、ストッパー、戸車、レールの修繕及び取替</p> <p>⑧ 台所棚、押入棚の取替又は修繕</p> <p>⑨ カーテン、ブラインド</p>
付属施設	<p>(事務所)</p> <p>1 故意過失又は紛失による場合、次の補修修理又は購入</p> <p>① 給排水施設 水栓の水漏れ及び取替、水栓のパッキンの取替、フラッシュ弁の水漏れ、洗面器排水トラップの水漏れ、ロータンクの水漏れ（ロータンクの洗浄管接続部）、ロータンク便器の間の洗浄管の水漏れ、ロータンク内部ボールタップ調整、陶器類のひび割れ等による修繕又は取替、流し排水トラップの詰り、流し排水トラップと配水管接続部からの水漏れ、排水管（横走管縦管）の詰り清掃、屋外の排水溝・排水管の詰り清掃、流し台・洗面器破損取替、風呂釜・給湯器の修繕及び取替</p> <p>② 電気施設 スイッチ・コンセント・天井引掛シーリングの不良、照明器具の不良・その他破損、換気扇修繕及び取替</p> <p>③ ガス施設 ガス栓の不良箇所点検・取替、ガス栓用ゴムホースの不良・破損による取替</p> <p>2 電気施設 電球・蛍光灯管の取替（グローランプを含む）</p> <p>3 その他 浄化槽の清掃維持管理・汚物・ゴミの処理</p> <p>(料金所) 電球・蛍光灯管の取替（信号灯及び情報板の電球、上屋及び情報板の蛍光灯を除く）</p> <p>(その他) 使用上当然負担しなければならない補修修理、故意過失又は紛失によるもの</p>

注) 信号灯及び情報板の電球及び上屋及び情報板の蛍光灯のうち、交換可能なものについては、甲が支給する電球等により乙が交換する。